

第4回 オオサンショウウオの生息する広島県管理河川における河川工事に関する検討会
(議事要旨)

令和8年9月10日
TKP ガーデンシティ広島駅前大橋

構成員(6名):

河合構成員(会長)、阿部構成員、内田構成員、金田一構成員、清水構成員、内藤構成員

【議事概要】

- ・これまで決まってきた内容を、配慮方針などに明確に記載するよう意見があった。
- ・オオサンショウウオの配慮対象地域については、継続的にデータを蓄積することを前提として、毎年更新していくことで合意を得た。
- ・重点的に配慮するような地域、オオサンショウウオの生息状況などの調査・評価の実施も検討してもらいたいとの意見があった。
- ・今後、配慮方針などについては、早急に、書面等を含め構成員へ意見照会を行い、資料の内容をブラッシュアップする。

【議事】

○配慮対象地域
(1)区分の設定・データの蓄積
・通常保護区などを設定した場合、個体数の増加が見られ始めても安定する数に達するまでは、しばらく狭めることは絶対にあり得ない。逆に個体数の減少が続く場合、現在の保護施策が十分でないことから、保護区域拡大や保護政策の増強を行っていくことが通例である。しかしながら今回の事務局提案は、確認できなくなった場所を対象区域から外すというものだ。過去の工事によって形成された生息に適さない環境の影響で、当面の間は、個体数は減り続けるにも関わらず、その現象を捉えて配慮区域から除外することは、生息地削減を推進しようとするもので断じてそれを認められない。
・自然環境、文化財、河川と立場が変わる中で、一番いい折衷案を見つけていくのがこの会であり、ご指摘の点については、しっかりと検討していくべき課題だと認識している。(事務局)
・30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標などの生物多様性について、我々も環境省も方針を出しているため、それに逆行するということはあってはならないと考える。公共工事という点も踏まえて落としどころをしっかりと議論し、最終的に方針を作り上げられれば良いと考える。(事務局)
・資源、労力は限られているため、濃淡をつけて一番効果的な方法を考えないといけない。
・予算に限りがあるため、全域を対象を広げることは少し難しく、どこかで線引きは仕方ないと考える。
・オオサンショウウオは見つかりにくい個体であるため、データは蓄積していくべき。
→データ蓄積で決定
(2)更新頻度
・区分更新が5年に1回ということについて、例えば、C区分で工事中に発見された場合は計画を変更してB区分相当の工事を行うが、翌年の工事ではC区分のままで配慮が導入されないという矛盾が生じるため、最低限年1回が必須と考える。先進地である三重県や奈良県も毎年更新している。
・労力や費用が大きくないのであれば、毎年更新の方が良いと考える。
→毎年更新で決定
○配慮の考え方
(1)配慮対象工事
・配慮工法採用の考え方の表について、配慮対象の丸印が入らない部分の解釈の仕方が異なる場合があるのであれば、その意図が分かるように区別してもらいたい。
→配慮対象工事の表を修正する。
(2)配慮ブロック
・多自然川づくりの中にオオサンショウウオへの配慮があるべき。例えば河川工法であれ

ば、水制工は護岸を守るためだけではなく川の中に凹凸を作ることによって環境を良くしようという考えや、堰であれば下流の護床ブロックをうまく活用するという考えなどいろいろあるが、配慮が全て配慮ブロックという言葉になっていることは非常によくない。 ・あくまでブロックは配慮の一つであるということがわかる表現の方がいいだろう。 ・ネイチャーポジティブの流れもあり、多自然川づくりを今後どのように推進していくかは非常に大きな課題と考えている。(事務局) →「配慮＝配慮ブロック」にとらわれない表現とする。
(3) 魚道等 ・遡上路に呼び水をする措置をしてもらいたい。 ・完全なスロープだと登りにくいため、少しでも粗石付きにすると相当改善され则认为る。 ・使われなくなった農業堰について、農業される方の了解を得ることができれば、壊していく方向でやってもらいたい。 ・堰の管理者、水利権を持たれている方が所有しているものを行政が撤去することについて、今は一般的ではない。(事務局) →堰などの落差工の留意点の記載を修正する。
(4) 県管理河川以外への波及 ・砂防区間や流域環境などは河川課の仕事ではないと思うため方針にすべて書く必要はないが、それらの管理者に対し情報提供、橋渡しをするような言葉はあった方がいいと考える。 ・市や町へしっかり伝えてもらわないと意味がない。県管理の先の細い川が野放しであれば、全く意味をなさないと感じる。 ・大事な繁殖地や生息範囲になっているところが国や県でなく、それ以外の管轄のところということは十分にあり得る。 ・今まさに流域単位で物事を考えていこうという流れがあるため、そのような意味でも市など、様々な管理者に周知していきたい。(事務局) →関係部署への情報提供を行う。
(5) 重点地域・生息状況調査・評価 ・考えなくてもいいところは考えない、力を入れるところはデータを取る、生態を明らかにするようにしていかないと、良くならないのではないかと考える。 ・仮にパワーが一定だとすれば、それを集中的にできるところ、そこまで無理しなくてもいいところを分けた方がいいと考える。 ・本来の方針は、ダメージを受けた護岸に対して工事するときに配慮しましょうということであるが、みなさんに納得を得られる S ランクのようなところであれば、壊れていないが税金を投入して、オオサンショウウオのために工事をするということもオプションとしてはあり得るのではないかと考える。 ・S ランクを考えることができるならば、これまでの議論であった南北ラインというものは非常に論理的には難しいかもしれないが、あり得ない話ではないと考える。 ・蓄積もしくは運用として、データを出すときに目視や聞き取りではなく、環境 DNA が効果的だと考える。そのような方法も含めて目視に頼らずいろいろな方法でデータを蓄積することをどこかに明記すればいいと考える。 ・S ランクを今から決められるかという議論もあり、それは来年以降で。 ・例えば広島県の方から環境 DNA でオオサンショウウオだけだと適切でないかもしれないためいろいろな魚種がいるという環境調査をする研究助成のようなものを出し、例えば数年とかでそのようなデータを集め、それに基づけば ABC の議論も多少進むと考える。 ・広島県ではレッドデータブック編纂で網羅的な生物相把握をやられている。その中で予算づけができれば、DNA バーコーディング、メタバーコーディングで、水を汲めばどんな生物がいるか一覧表が出る、ということがレッドデータブックの編纂にも役立つし、配慮の検討にも生かされる。 ・経費も競争で安くなってきているため、非現実的ではない。 ・非常に大事な調査だということは今日お話を聞いて感じているところ。重要であることは認識しているが、ただこの場で、任せてくださいと、予算的に非常に厳しい中で、どん

な形で財政面も含め何ができるかということは今日の議論を踏まえて、少し念頭に入れて検討もできればと感じている。(事務局)
河川環境の指標の定量化はネイチャーポジティブと一緒にあるはず。それをオオサンショウウオだけにするとかなり苦しいが、例えばオオサンショウウオなども踏まえた広島県の河川の多様性を維持するための評価指標みたいなものが出てくると、非常にやる気が出てくる。例えば PCR を行えば、ここでオオサンショウウオはすごく活動している、巢穴はどのぐらいの間隔があるなどに繋がっていくため、ぜひ、評価に繋がるようなことを検討いただければと思う。
多自然川作りは力を入れていきたいと考えており、具体的にこれからどのようなやり方でやっていくのかについて、先生に相談しながら、進めていきたいと思う。(事務局)
→事務局各課で今後の対応を検討する。
○配慮方針
(1) 記載事項
- 方針を運用していく上でなくてはならないルールが一切方針には記載されていないばかりか、個体が発見されている場所を生息が確認されていないと言い切っている部分もあるなど、明確に事実と異なる記載まで見られる。区域分けのルール等はここで記載していなければ、今後追加も見直しも検討できなくなってしまう。配慮方針に記載し、県民全員、市町の方々全員が見られるようにしなければ意味がない。議論した内容、経緯を簡潔に、そしてその理由をきちんと方針に書き残すべき。 - 謝辞に我々構成員の名前が記載されている以上、我々が検討していない内容が記載されること、検討した重要な内容が記載されていないことがあってはならない。 - どういう年代のデータを使うかについて明記しないと、運用できないだろう。
→これまで決まってきた内容を、配慮方針などに明確に記載する。
(2) 方針の構成
- 方針ではこういうことを考えていきたいという考え方だけを書けばいい。ただ、本検討会では「河川工事における」であるため、配慮方針ではなく配慮方法になり、その場合は全ての数字を細かく入れておくことになると思う。全部入れ込むと相当なボリュームがあり、よくわからないものになってしまうことがあるため、2 段構えにするなど構成をもう少し考えた方がいいと思う。 - 実際に県の担当者が現場に反映させるに至るまで確実に実施できるかということを考えながら、構成を見直したい。(事務局)
→方針の構成・体系を再検討する。
(3) 今後のスケジュール
- 方針の内容について、指摘事項の有無を構成員に確認し、挙げられた事項について、構成員に意見照会をする。そして反映が妥当とされた指摘事項を反映し、案を修正し再照会する。これを繰り返し、大多数の構成員が問題ないと判断したあとで市町村照会に進まなければこの検討会として仕事を果たしたことにはならないと思う。書面でも構わないため議論が尽くされるまで検討すべき。 - 皆様のスケジュールのこともあるが、検討会開催も含め、年内には何とか方針、マニュアルをお示ししたいと思う。(事務局) - 方針の施行は来年の 4 月 1 日からということですね。 - そうです。(事務局)
→年内に方針の修正版を構成員へ示す。